【 時間割変更版 】

小型移動式クレーン運転技能講習

（登録番号第９号　登録有効期間満了日：令和 11 年 3 月 30 日）

つり上げ荷重１トン以上 5 トン未満小型移動式クレーンの運転業務については、登録教習機関が行う「小型移動式クレーンの運転技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。
なお、当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。
（安全衛生法第 61 条　施行令第 20 条第 7 号　クレーン第 68 条）

１.受講資格　　受講資格の制限はないが、満１８歳以上の者でないと就業できません。

２.学科開催日時・会場・定員

開催月日時	会　　場	定　員
令和 8 年 6 月 25 日～26 日 8 時 40 分より (受付 8 時 20 分より)	松江市学園一丁目 5 番 35 号 （一社）島根労働基準協会	50 名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。
※申込人数により中止する場合があります。

３.実技開催日時・会場

開催月日時	会　　場
令和 8 年 7 月 6・8・9・10・13 日 8：00～17：00（修了試験含む）	松江市八雲町熊野４５２４ 山陰マテリアル㈱ 資材センター　内 (一社)島根労働基準協会 実技会場

※実技は上記日程のうち一日とし、学科の時に決定してお知らせします。
※申込人数及び天候等により実技の日程を変更する場合があります。

４.学科講習科目・時間割

	科　目	時　間　割	時間数
第一日	オリエンテーション	8:40～8:50	
	小型移動式クレーンに関する知識(休憩 10 分含む)	8:50～12:00	3
	≪昼食・休憩≫	12:00～12:50	
	小型移動式クレーンに関する知識 (続・休憩 10 分含む)	12:50～16:00	3
第二日	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学 (休憩 10 分含む)	8:50～12:00	3
	≪昼食・休憩≫	12:00～12:50	
	原動機及び電気に関する知識(休憩 10 分含む)	12:50～16:00	3
	<休　憩>	16:00～16:05	
	関係法令	16:05～17:05	1
	修了試験（17：08 から試験説明開始）	17:10～18:10	1

５.講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免　除　科　目
1. クレーン･デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2. 旧クレーン則第 235 条に規定するクレーン運転士又はデリック運転士免許を受けた者 3. 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 4. 玉掛技能講習を修了した者	○　小型移動式クレーン運転のために必要な力学 ○　小型移動式クレーン運転のための合図
1. 建設機械施工技術検定のうち、１級の技術検定に合格した者でショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作工法を選択した者、又は２級の技術検定第２種若しくは第６種の種別に該当するものに合格した者 2. 車輌系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	○　原動機及び電気に関する知識
以下の業務に６ケ月以上従事した経験を有する者 (1)制限荷重５トン未満の揚貨装置の運転 (2)つり上げ荷重が５トン未満のクレーンの運転 (3)つり上げ荷重が５トン以上の跨線テルハの運転 (4)つり上げ荷重が１トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く) (5)つり上げ荷重が５トン未満のデリックの運転 (6)つり上げ荷重が１トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛 (7)つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転 (8) つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)	○　小型移動式クレーン運転のための合図

６.申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

（https://www.shima-roukikyo.or.jp/school/kousyu/）

仮申込として、事前に受講申込書を FAX していただくこともできます。**(WEB 予約も可能)**

１４日以内に申込手続き（受講料の支払、申込書等の原本提出）をお願いします。

なお、仮申込みを取り消す場合は必ず当協会へご連絡ください。

＊開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

７．受講料・テキスト代（消費税率 10%　税込）　※インボイスは領収証発行で対応します。

区分 / 受講科目	受講料	テキスト代	合計
全科目受講者	２７，５００円	１，７０５円	２９，２０５円
一部免除者	２６，４００円	１，７０５円	２８，１０５円

振込の場合（振込手数料は、振込人の負担）は、下記の口座に受講料（テキスト代を含む）をお振込み後、必ず受講申込書裏面に振込金受取書の写しを添付のうえ下記郵送先へ郵送してください。なお、複数の講習の申込みについては、まとめて振込むことができます。（HP 掲載メニュー「受講料等合算振込の内訳書」を添付の上受講申込書を一括して送付してください。）

【振込先】

山陰合同銀行　松江駅前支店　普通預金　2144428

（口座名）ｼｬ)ｼﾏﾈﾛｳﾄﾞｳｷｼﾞｭﾝｷｮｳｶｲ

一般社団法人　島根労働基準協会

８．携行品・服装

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技の際は、小型移動式クレーンの運転が可能な服装とし、ヘルメット、安全靴を必ず携行してください。（雨天の場合は、カッパを用意してください。）

９．修了証について

全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。

１０．本人確認について

受講当日に本人確認のため次のいずれかを持参してください。「自動車運転免許証、マイナンバーカード（表面）、公の機関が証明した資格証明書（衛生管理者免許証など）」

外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

１１．人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成が受けられます。

（島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。）

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当（電話０８５２－２０－７０２２）

１２．お問い合わせ先・郵送先

〒690-0825　松江市学園一丁目５番３５号

一般社団法人島根労働基準協会

（TEL　０８５２－２３－１７３０　　FAX　０８５２－２３－１７８８）

下記のいずれかに〇をして下さい		
WEB 予約済	FAX 予約済	予約なし

※受講番号
※修了証番号

小型移動式クレーン運転技能講習
受　講　申　込　書

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者 氏　名			6月　25日 26日	松　江
旧姓等併記の希望　□（希望者は□にレ点） 旧姓等記入欄　（　　）※注3		生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日	

住　所	（郵便番号　　－　　）	
勤務先	名　称	（TEL　　－　　－　　FAX　　－　　－　　） 個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。
	所在地	（郵便番号　　－　　）

講習一部免除科目等 （該当する番号に〇をして、裏面に免許証、修了証の写しを貼付してください）	【免除科目】 1．小型移動式クレーン運転のために必要な力学 2．原動機及び電気に関する知識 3．小型移動式クレーン運転のための合図(実技)
	【6ヶ月以上従事関係】 (1)制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転 (2)つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 (3)つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハの運転 (4)つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く) (5)つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転 (6)つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛 (7)つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。）の運転 (8) つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く) □年　□月から□年□月まで　□年　□ケ月間 上記業務に従事しました。
証　明	上記記載内容は事実であり、免除科目に関する裏面添付書類(資格等)は原本と相違ないことを証明します。 令和　　年　　月　　日　　役職名 氏　名　　印

島根労働基準協会加入の有無	有	無
受講料等納入方法	月　　日	
振込・現金	円	

上記のとおり申し込みます。

令和　　年　　月　　日　　（裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。）

(一社)島根労働基準協会長　殿

注1　※印の欄へは受講者が記入しないでください
注2　申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。
注3　修了証に旧姓等の併記ができます。ご希望の方は、□にレ点、（　）に旧姓等を記入の上、提出していただき、旧姓等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票、運転免許証等）を添付してください。
注4　外国籍の方は「講習会受講における日本語の理解力確認書」等(HP参照)も併せて提出してください。
注5　ご記入いただいた個人情報は、講習目的以外に利用することはありません。